令和２年５月１５日

保護者の皆様

仙台市教育委員会

各学校における新型コロナウイルス感染予防対策について（お知らせ）

本市では，６月１日の学校始業に向けて，来週５月１８日から各学校の状況に応じ臨時登校日を設け，児童生徒の学校生活への適応を進めてまいります。

つきましては，お子さんの健康と安全を守り，ご家族への感染拡大や学校における集団感染を防止するためにも，各学校では下記のとおり感染予防対策を講じてまいります。

趣旨をご理解いただくとともに，引き続き新型コロナウイルス感染症の感染予防と拡大防止についてお子さんの健康管理にご協力くださいますようお願い申し上げます。

記

１　家庭と連携した取組

（１）　家庭と学校が連携した児童生徒の健康管理

① 家庭では，毎朝健康観察をするとともに検温結果を各校で用意する記録表に記入し，学校へお知らせください。学校では，それをもとにお子さんの健康状態を把握します。

② 学校では，毎時間，授業開始時に児童生徒の健康観察を行い，体調の変化を速やかに把握します。

③ 学校では，お子さんに発熱，体調不良等の症状が見られた場合には，速やかに保護者へ連絡し，受診や自宅療養のため下校させるなどの対応を行います。家庭では，体調不良の時には決して無理をさせない（登校させない）ことや，早退時の対応についてご協力をお願いします。

（２）　出欠の扱い

児童生徒の体調が優れない場合のほか，保護者が不安を感じて登校させない場合にも「出席停止」扱い（「欠席」と扱われません）とします。

２　学校内での取組

（１）　児童生徒への指導

手洗いの励行，政府から配布された布マスク等の活用も含めたマスクの着用，咳エチケット（感染症を他者に感染させないために，咳・くしゃみをする際，マスクやティッシュ・ハンカチ，袖，肘の内側などを使って口や鼻をおさえること）・抵抗力を高めることが重要であること等の感染予防についての指導を行っていきます。

（２）　教育活動中の配慮

① 手洗いの励行

・移動を伴った授業や活動の後，実験や作業等の授業後，体育・保健体育の授業後，給食時間には，児童生徒に丁寧な手洗いをさせます。

＊ 基本は流水による手洗いとしますが，アルコールによる手指消毒をする際には，アレルギーや肌の荒れ等に十分留意するとともに，目に入ったり，引火したりするなどの事故を防ぐための保管と管理に配慮していきます。

② ３密（密集・密接・密閉）の重なりの回避と各々の密をできるだけ避ける工夫

・授業中は窓を数センチメートルずつ開けるなど教室が密閉した空間にならないように工夫し，授業終了後は窓や入口を全開にするなど，十分な換気を行っていきます。

・密集して長時間行うグループ活動や接触する場面が多い運動などを行わないようにしていきます。

・教室内の児童生徒の机は間隔を空けて配置します。

③ 給食時間の対応（６月より）

・配膳時には給食当番にマスクを着用させ，教職員も加わり指導を行う他，食事の際は対面ではなく机を移動させず前を向いたまま食べることにより，感染防止に努めていきます。

・安全な配膳・喫食・下膳の仕方などを確認する期間として、通常の完全給食の前に、パンと牛乳の簡易給食を３日間設定します。

・飲み終わった牛乳パックやストロー，食べ残しの後片付けなど，感染を広げないための処理方法や配慮事項について指導を行います。

④ 部活動の対応（６月より）

・開始前，活動中，終了後の健康観察を十分に行う他，開始当初より身体に過度な負担がかからないよう，段階的な活動計画を策定し，怪我の防止等に努めていきます。活動中はもちろん着替えや準備運動，指示を受ける場面等においても３密が重なる状況を可能な限り避けるように配慮していきます。

（３）　環境衛生

教室やトイレなど児童生徒等が利用する場所のうち，特に多くの児童生徒等が手を触れる箇所（ドアノブ，手すり，スイッチなど）は，１日１回以上，消毒液（次亜塩素酸ナトリウムや消毒用エタノール等）を使用して清掃を行うなどして環境衛生を良好に保っていきます。消毒液は，児童生徒の目に触れるところで保管しないなど，誤飲等の事故に注意をはらっていきます。

担当　　健康教育課　２１４－８８８２
教育指導課　２１４－８８７５